

太良町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

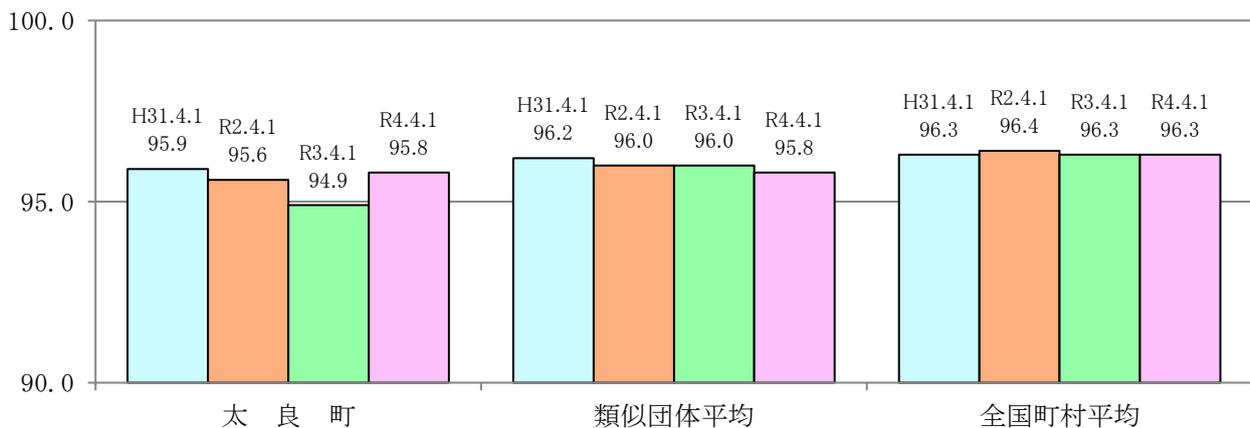
区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の 人件費率
3年度	8,413 人	8,335,186 千円	285,968 千円	968,453 千円	11.6 %	10.4 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
3年度	92 人	325,476 千円	51,625 千円	122,941 千円	500,042 千円	5,435 千円	5,519 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、3年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、佐賀県人事院勧告の見直し内容を踏まえ、平均 0.2% 引下げ。激変緩和のため、2 年間 (平成 29 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当の支給なし

③その他の見直し内容

その他の見直しなし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (4 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太良町	40.0 歳	295,948 円	338,188 円	319,915 円
佐賀県	41.2 歳	316,483 円	382,729 円	341,128 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	41.1 歳	298,110 円	344,602 円	327,858 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似団体	平均年齢	平均給与月額 (B)	
太良町	55.0 歳	1 人	307,400 円	324,600 円	320,400 円	—	—	—	—
うち自動車 運転手	55.0 歳	1 人	307,400 円	324,600 円	320,400 円	自家用乗用 自動車運転者	61.0 歳	209,300 円	1.55
佐賀県	55.5 歳	66 人	317,334 円	352,413 円	327,950 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	3 人	277,304 円	304,500 円	293,290 円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (4 年 4 月 1 日現在)

区分		太良町	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	175,800 円	185,900 円	182,200 円
	高校卒	154,700 円	154,700 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	151,900 円	—
	中学卒	143,700 円	143,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（4年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	252,500 円	339,850 円	368,100 円	405,800 円
	高校卒	該当者なし	329,400 円	339,850 円	370,500 円

※技能労務職については、該当者が少ないので記載していません。

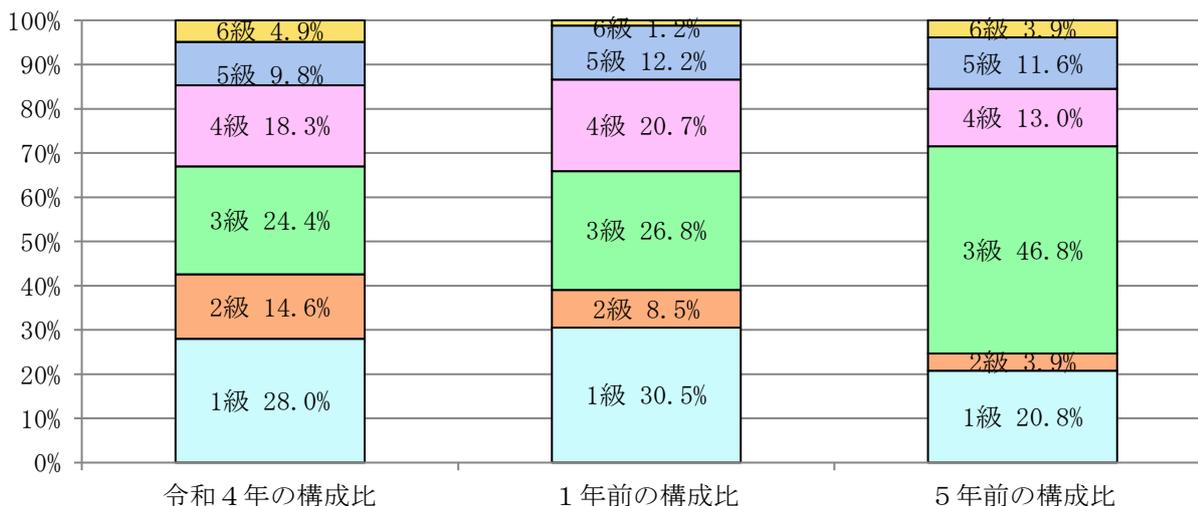
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	4人	4.9%	322,400 円	413,500 円
5級	課長	8人	9.8%	292,100 円	398,700 円
4級	係長・主査	15人	18.3%	266,700 円	389,800 円
3級	係長・主査	20人	24.4%	234,600 円	355,000 円
2級	主事	12人	14.6%	199,000 円	308,400 円
1級	主事	23人	28.0%	150,100 円	250,600 円

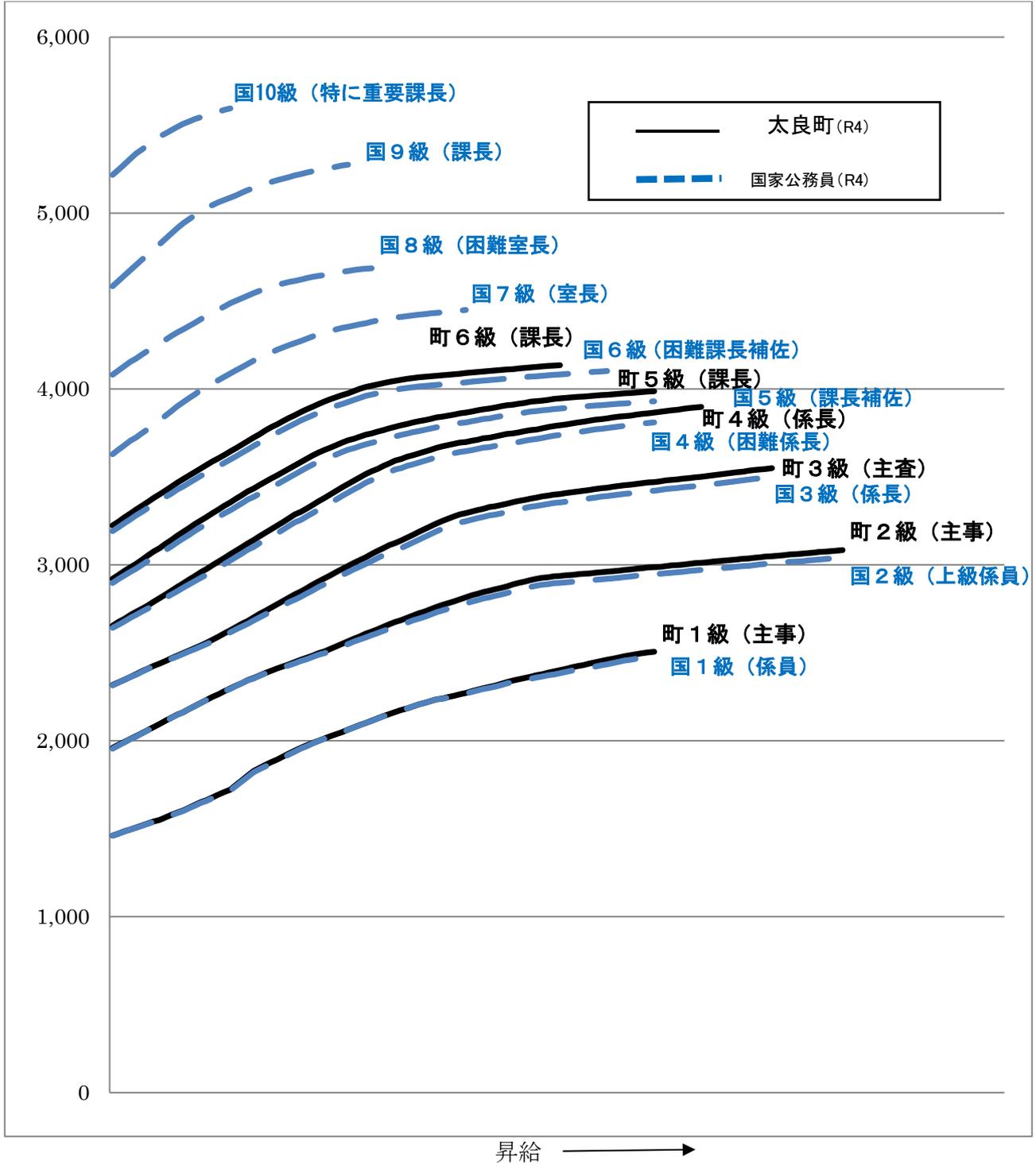
(注) 1 太良町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

太良町	佐賀県	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,396千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,571千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（4年4月1日現在）

太良町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職の特例措置 2~20%加算)			(定年前早期退職の特例措置 2~45%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
21,014千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	21,994千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	278千円
支給実績（2年度決算）	24,937千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	323千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当 (4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族1人につき 子 10,000円 父母等 6,500円 ※16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ	—	15,576千円	283,200円
住居手当	借家・借間 支給限度額 27,000円	異なる	支給限度額の差異	4,090千円	255,600円
通勤手当	交通機関利用者(電車・バス等) 55,000円まで全額支給 交通用具利用者(自動車等) 2,000円～31,600円 ※片道2km未満対象外	同じ	—	2,820千円	60,000円
管理職手当	定額支給	同じ	—	7,270千円	559,200円

5 特別職の報酬等の状況 (4年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	714,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000円/360,000円
	副町長	596,000円	700,000円/471,000円
報酬	議長	311,000円	400,000円/230,000円
	副議長	258,000円	314,000円/182,000円
	議員	243,000円	290,000円/155,800円
期末手当	町長 副町長	(3年度支給割合) 3.250月分	
	議長 副議長 議員	(3年度支給割合) 3.250月分	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×在職年数×500/100	(1期の手当額) 14,280,000円
	副町長	給料月額×在職年数×294/100	7,008,960円
			(支給時期) 任期毎に支給 任期毎に支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

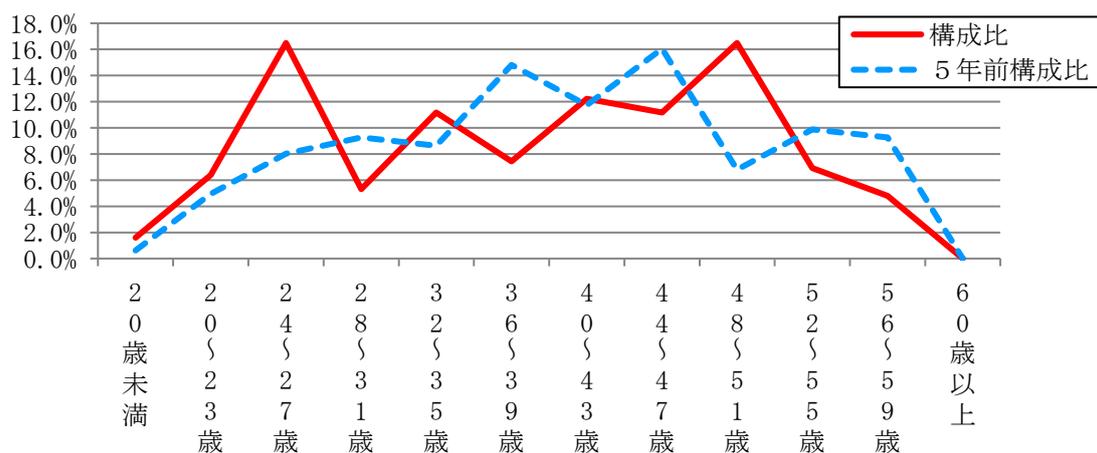
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	障がい者雇用法定率充足分による
		総 務	25	26	1	
		税 務	6	6	0	
		民 生	11	11	0	
		衛 生	11	11	0	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	13	13	0	
商 工		5	5	0		
土 木	7	7	0			
	計	80	81	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.28人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 138.85人)	
	教育部門	12	13	1	国スポ準備室業務増による	
	消防部門	0	0	0		
	小計	92	94	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.73人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 166.13人)	
公営企業等 会計部門	病 院	82	83	1	業務増(介護支援相談員)	
	水 道	5	5	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	5	5	0		
	小計	93	94	1		
合計		185 [222]	188 [222]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 223.46人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	3人	12人	31人	10人	21人	14人	23人	21人	31人	13人	9人	0人	188人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	29年	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	75	75	76	79	80	81	6 (8.0%)
教育	10	10	10	11	12	13	3 (30.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計	85	85	86	90	92	94	9 (10.6%)
公営企業等会計	77	77	80	88	93	94	17 (22.1%)
総合計	162	162	166	178	185	188	26 (16.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 1,182,089	千円 143,658	千円 581,154	% 49.2	% 45.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平 均一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
3年度	人 79	千円 233,514	千円 132,246	千円 89,179	千円 454,939	千円 5,759	千円 7,079

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、3年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
町立太良病院	38.4歳	246,323円	462,336円
市町村平均	42.8歳	328,525円	586,067円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当の合算額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

町立太良病院		太良町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,129千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,396千円	
(3年度支給割合) 期末手当 3.85月分 (一)月分	勤勉手当 月分 (一)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 なし	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（4年4月1日現在）

町立太良病院			太良町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職の特例措置 2~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職の特例措置 2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 639千円			1人当たり平均支給額 21,014千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		28,716 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		4,786,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		7.32%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （3年度決算）	左記職員に対する 支給単価
医師に対する 特殊勤務手当	医師	診療・役割業務	18,038 千円	院長・副院長 227,000 円/月

エ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	9,224 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	112 千円
支給実績（2年度決算）	8,289 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	105 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （3年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （3年度決算）
住居手当	借家・借間 支給限度額 27,000 円	異なる	支給限度額の差異	8,063 千円	298,633 円
通勤手当	交通機関利用者（電車・バス等） 55,000 円まで全額支給 交通用具利用者（自動車等） 2,000 円～31,600 円 ※片道 2km 未満対象外	同じ	—	9,560 千円	132,772 円